

第3号様式

柳井市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画案に対する意見の募集結果について

柳井市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画案に対して市民の皆様から提出されたご意見、これに対する市の考え方及びこの度策定した柳井市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画を公表します。

1 公表する資料

柳井市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

2 提出いただいた意見とそれに対する市の考え方

(1) 意見募集期間 令和7年11月21日から令和7年12月22日まで

(2) 意見の件数 0名0件

(3) 意見の内容と市の考え方

項目	意見の内容	意見に対する市の考え方

柳井市市民部市民生活課

電話 0820-22-2111（内線 165）

FAX 0820-23-7566

メール shiminseikatsu@city-yanai.jp

柳井市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

令和7年12月



柳 井 市

目 次

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景

- 1) 計画の背景 1
- 2) 計画の位置付け 2
- 3) 計画の目標年度 3
- 4) 対象となる廃棄物 3

2 計画の構成

- 1) 一般廃棄物処理基本計画 4
- 2) 本計画の内容構成 4

第2章 地域の概況

- 1 位置・地勢 5

第3章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

- 1) 生活排水処理に係る理念、目標 7
- 2) 生活排水処理施設整備の基本方針 7

2 目標年次 7

3 生活排水の排水状況 8

4 生活排水の処理主体 9

5 生活排水処理基本計画

- 1) 生活排水の処理計画 9

①処理の目標

②生活排水を処理する区域及び人口

③生活排水処理施設整備計画

- 2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 11

①し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

②し尿及び浄化槽汚泥排出抑制方策

③し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬計画

④し尿及び浄化槽汚泥の中間処理・最終処分計画

6 その他

- 1) 市民に対する広報・啓発活動 12
- 2) 地域に関する諸計画との関係 12

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の背景

1) 計画の背景

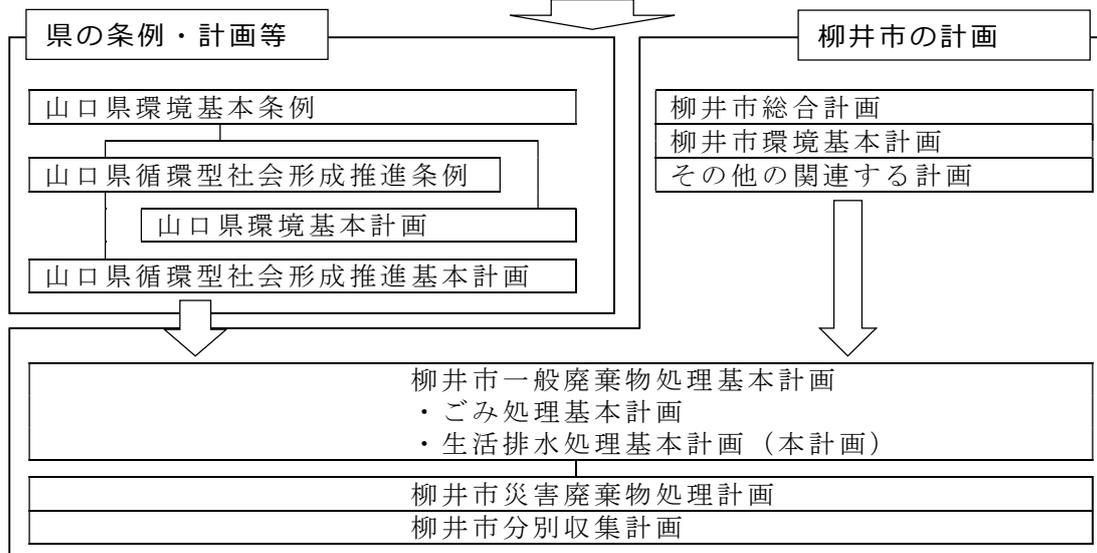
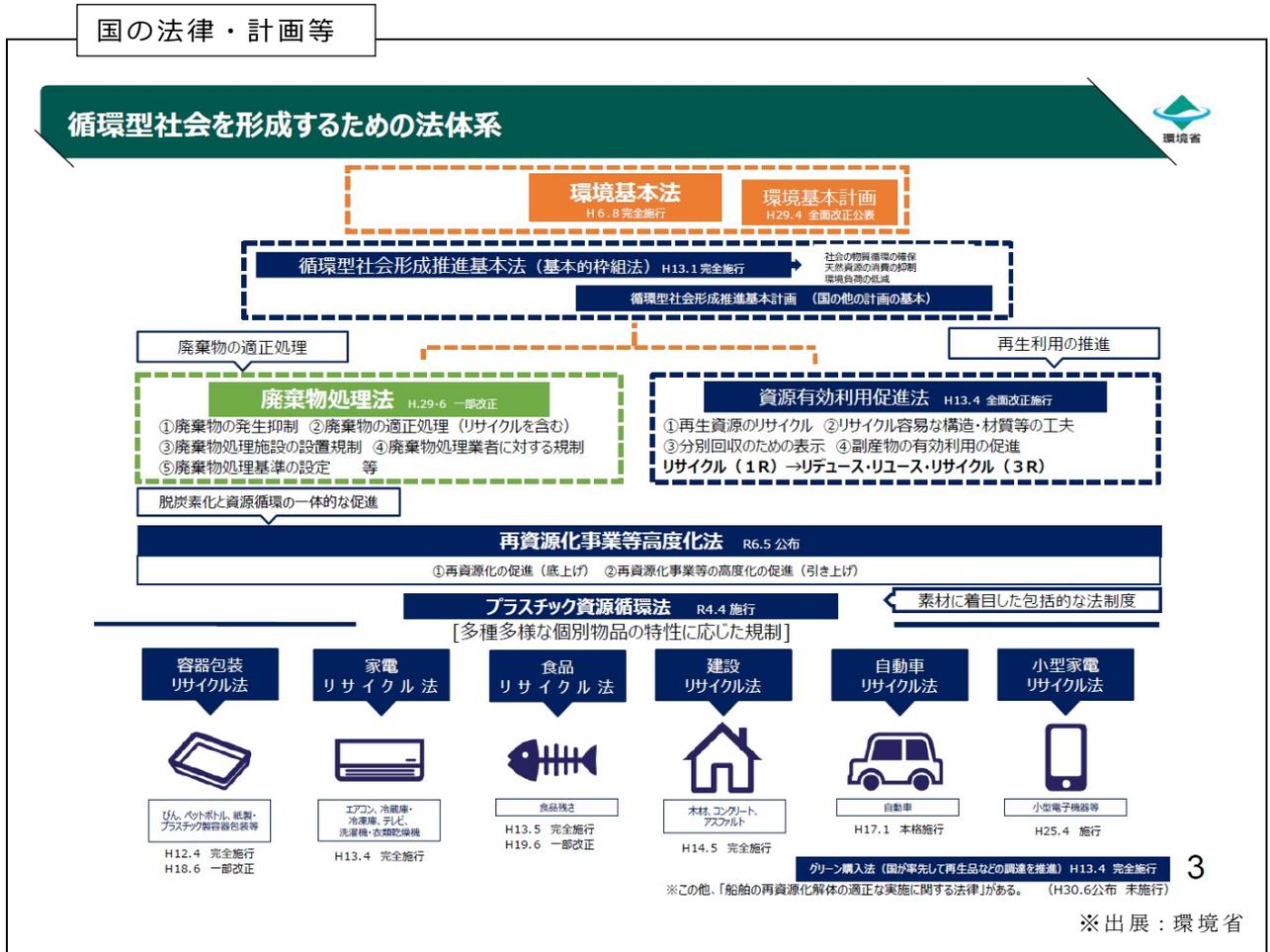
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するもので、柳井市（以下「本市」という。）の区域内から発生する一般廃棄物の処理について長期的視点に立った基本的な方針を明確に定めるものです。

本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に柳井市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「既定計画」という。）を策定し、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めています。

今回改定する一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、既定計画が、令和 7 年度（2025 年度）に計画目標年度を迎えることから、既定計画における目標の達成度合いを点検・評価して、区域内の一般廃棄物を適正に処理するために令和 8 年度（2026 年度）を初年度とする 12 か年の計画を新たに策定するものです。

2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、国が定めた各種法律や計画、山口県の計画並びに本市の総合計画及び環境基本計画を考慮し、一般廃棄物（生活排水）処理に関する計画を策定するものです。



図表 1-1 計画の位置付け

3) 計画の目標年度

本計画は、令和8年度を初年度とする12か年を計画期間とし、令和19年度を目標年度とします。

計画期間が概ね5年を経過する令和12年度、又は社会・経済情勢等に大きな変動があった場合には、計画の進捗状況を評価した上で見直しを行います。なお、本計画は最新の処理実績値である令和6年度を基準年度とします。

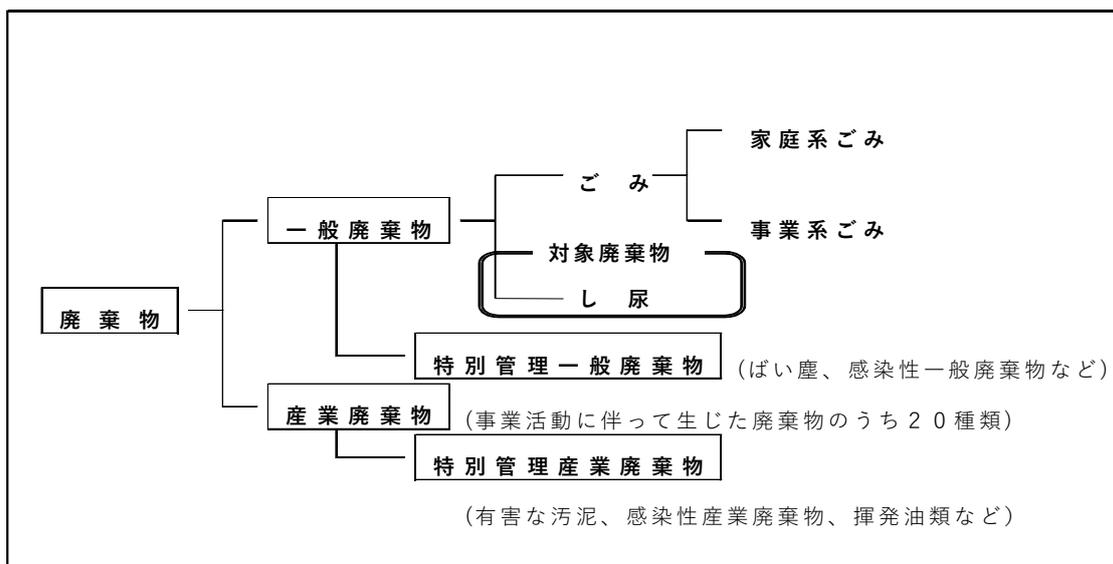
計画対象期間：令和8年度～令和19年度



図表 1-2 計画の目標年度

4) 対象となる廃棄物

生活排水処理基本計画では、市内で発生する一般廃棄物のうち、ごみを除くし尿を対象とします。



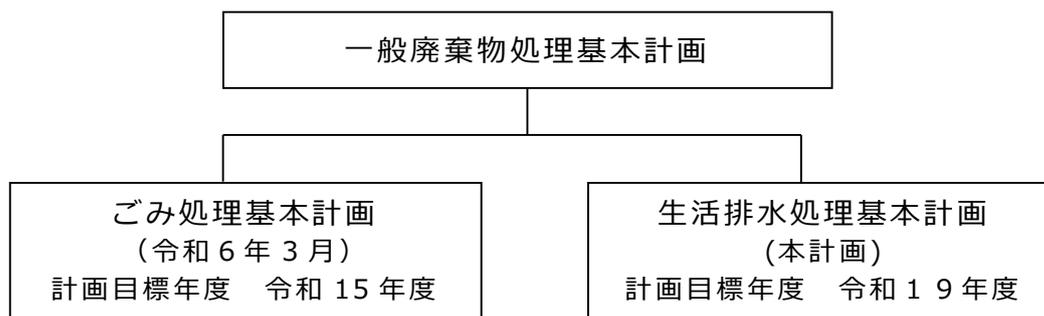
図表 1-3 対象となる廃棄物

2 計画の構成

1) 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されます。生活排水処理に関する基本計画は、計画目標年度を令和7年度として平成30年3月に策定されています。

本計画は、ごみ処理基本計画とは別に「生活排水処理に関する基本計画」を策定するものです。



図表 1-4 一般廃棄物処理基本計画の構成

2) 本計画の内容構成

本計画の内容構成は、全3章で構成しています。

第1章(本章)で計画策定の趣旨を示し、第2章で本市の地域概況の整理、第3章で生活排水処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画のまとめとなっています。

第2章 地域の概況

1 位置・地勢

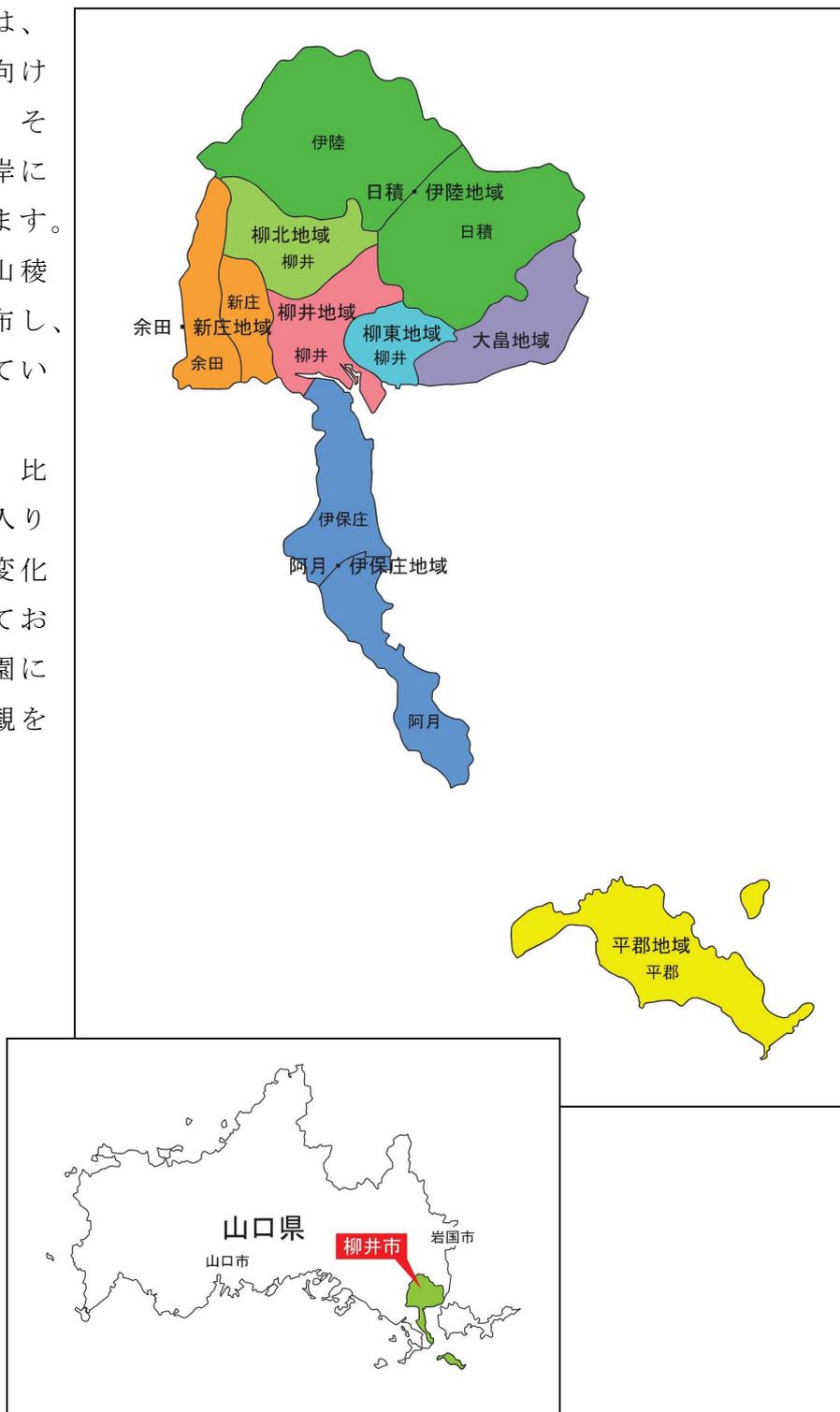
本市は、山口県の南東部に位置し、沿岸部、内陸部、半島・島しょ部からなり、総面積の半分以上が山地丘陵地で占められています。

沿岸部一帯の土地は、北側の山地から南に向けて傾斜し、市街地は、その南側の平坦部と海岸に沿って形成されています。

北部の内陸部は、山稜に囲まれて盆地が分布し、農山村集落が散在しています。

半島・島しょ部は、比較的急峻な丘陵地が入り組んで海岸線に迫る変化に富んだ地形をなしており、瀬戸内海国立公園にも指定された自然景観を有しています。

また、行政界は東と北は岩国市、西は田布施町及び平生町並びに光市、南は室津半島の半ばで上関町に接しています。



図表 2-1 本市の位置及び地勢

人口は、令和 7 年 3 月末現在 28,978 人、世帯数は 15,118 世帯で、平成 30 年 3 月末現在 32,311 人と比較して減少しています。

産業別就業人口比率は、第 1 次産業が 5.7%、第 2 次産業が 23.0%、第 3 次産業が 70.0%と、第 3 次産業の比率が高くなっています。(令和 2 年国勢調査)

面積は、140.03 k m²、土地利用は、山林が 56.4%と最も多く、次いで農用地 23.7%、宅地 6.7%の順となっています。

汚水処理人口普及率(汚水処理人口÷住民基本台帳人口×100)は、令和 6 年度末 75.6%となっています。整備手法別では公共下水道 33.3%、農業集落排水処理施設 12.3%、合併処理浄化槽 30.0%、コミュニティプラント 0%となっています。(令和 7 年 3 月末現在)

主な河川は、柳井川及び土穂石川、そして由宇川の支流があり、どの河川も流域面積が小さくて水量も少ないです。公共下水道、農業集落排水、浄化槽の普及により、水質測定の結果によると土穂石川の一部の類型を除き環境基準を達成しています。未整備地域では、生活排水が河川に流入しており、引き続き排水処理施設等の整備を推進していく必要があります。

第3章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

1) 生活排水処理に係る理念、目標

本市では公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの処理施設の整備により生活排水の処理が進められています。現在、これまでの整備により水質に改善効果がでてきているものの、未整備地域では生活排水が河川に流入している現状があり、一部の河川では環境基準を達成できていないところもあります。そのため、引き続き汚水処理施設等の整備促進が重要な施策となっています。

以上の事項を踏まえ、生活排水処理に係る理念・目標を次のように定めまします。市民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標として、水質の改善を図ることに加え、市民が水辺に親しむことができ、生物が住みやすい、澄んだ川が蘇ることを目標とします。

2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を同時に処理することが基本です。生活排水処理施設は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽があり、それぞれ特徴を活かした整備が必要となってきます。整備コストの比較や地域特性の検討を行い、本市の特性にあった施設整備を計画的に推進していくこととします。

- ①公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の効率的な整備を行います。
- ②下水道整備区域内においては、全ての家庭・事業所が下水道へ接続するよう啓発・指導を行います。
- ③農業集落排水処理計画区域内においては、農業集落排水処理施設への接続をするよう啓発・指導を行います。
- ④その他区域においては、合併処理浄化槽の設置、また、みなし浄化槽（単独浄化槽）から合併処理浄化槽への転換の啓発・指導を行います。
- ⑤排出されたし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

2 目標年次

この生活排水処理基本計画における目標年度は、柳井市汚水処理施設整備構想に基づき中期目標として柳井市汚水処理施設整備アクションプランの目標年度と同じ令和12年度、長期目標として令和19年度とします。

なお、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合においては見直しを行うものとします。

3 生活排水の排水状況

生活排水の排出及び処理状況は、次表のとおりです。

人口の減少に伴い、令和2年度に比較すると、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽及び水洗化・生活雑排水処理人口は減少しています。計画的な汚水処理施設整備が進み、非水洗化人口は減少しています。

生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100）は、令和2年度の73.6%から令和6年度には75.6%と増加しています。

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
住民基本台帳人口（3月末）	30,874	30,372	29,886	29,491	28,978
1. 計画処理区域内人口	30,874	30,372	29,886	29,491	28,978
2. 水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理率）	22,722 (73.6%)	22,604 (74.4%)	22,421 (75.0%)	22,234 (75.4%)	21,899 (75.6%)
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	8,812	8,870	8,762	8,783	8,680
(3) 公共下水道	9,881	9,803	9,823	9,736	9,646
(4) 農業集落排水施設	4,029	3,931	3,836	3,715	3,575
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	4,922	4,839	4,663	4,556	4,417
4. 非水洗化人口	3,230	2,929	2,802	2,701	2,660
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

図表 3-1 処理形態別人口の推移

4 生活排水の処理主体

生活排水処理の区分ごとの主体は次表のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	周東環境衛生組合

図表 3-2 生活排水の処理主体

5 生活排水処理基本計画

1) 生活排水の処理計画

①処理の目標

本市の汚水処理施設整備は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽で処理しており、令和6年度末の生活排水処理率は75.6%となっています。「2. 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、令和12年度には81.5%、令和19年度には88.8%の生活排水を処理することとします。

(単位：%)

	現 在 (令和6年度)	中期目標年度 (令和12年度)	長期目標年度 (令和19年度)
生活排水処理率	75.6	81.5	88.8

※令和6年度の処理量は、実績値。

※令和7年度以降の推計処理量は、本市が独自推計したもの。

図表 3-3 生活排水の処理の目標

②生活排水を処理する区域及び人口

生活排水を処理する区域及び人口については、次表に示しています。公共下水道の普及及び合併処理浄化槽の設置の推進により、単独浄化槽人口及びし尿収集人口は減少する見込みです。

(単位：人)

	現 在 (令和 6 年度)	中期目標年度 (令和 12 年度)	長期目標年度 (令和 19 年度)
・行政区域内人口	28,978	27,120	24,463
1. 計画処理区域内人口	28,978	27,120	24,463
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	21,899	22,090	21,733

図表 3-4 人口内訳

(単位：人)

	現 在 (令和 6 年度)	中期目標年度 (令和 12 年度)	長期期目標年度 (令和 19 年度)
1. 計画処理区域内人口	28,978	27,120	24,463
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	21,901	22,090	21,733
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	8,680	8,290	9,023
(3) 公共下水道	9,646	10,230	9,490
(4) 農業集落排水施設	3,575	3,570	3,220
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,417	2,725	1,479
4. 非水洗化人口	2,660	2,305	1,251
5. 計画処理区域外人口	0	0	0

図表 3-5 生活排水の処理形態内訳

③生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備計画の概要は、次表に示すとおりです。

整備コストの比較や地域特性を十分検討した上で、各地域の実情に沿った処理方式を計画的に整備していきます。

公共下水道の継続整備のほか、下水道整備区域及び農業集落排水処理計画区域内の未接続世帯への接続促進、合併処理浄化槽についても継続整備を行っていきます。

	計画処理区域	計画処理人口	整備着手年度	整備状況
公共下水道	柳井地区	7,940	昭和61年度～	整備中
	新庄地区	1,860	平成4年度～	整備中
農業集落排水処理施設	余田北地区	1,290	平成4年度～	整備完了
	余田中央地区	1,040	平成元年度～	整備完了
	神代地区	990	平成3年度～	整備完了
	大島地区	3,200	平成4年度～	整備完了
	遠崎地区	1,010	平成12年度～	整備完了
合併処理浄化槽	下水道・農業集落排水処理区域を除く全域	—	—	—

図表 3-6 施設別整備計画

2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

① し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

本市のし尿の収集運搬及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者 3 社がそれぞれ周東環境衛生組合（2 市 3 町の一部事務組合）のし尿処理施設（衛生センター）へ搬入しています。将来のそれぞれの汚泥処理量の見込みは次表のとおり予測しています。

	現 在 (令和 6 年度)	中期目標年度 (令和 12 年度)	長期目標年度 (令和 19 年度)
し尿くみ取	10.8kL/日	7.6kL/日	4.1kL/日
	3,937kL/年	2,783kL/年	1,514kL/年
浄化槽汚泥	43.0kL/日	37.9kL/日	35.7kL/日
	15,709kL/年	13,843kL/年	13,022kL/年
合 計	53.8kL/日	45.6kL/日	39.8kL/日
	19,646kL/年	16,626kL/年	14,536kL/年

※1 日当たりの処理量は、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は、必ずしも一致しません。

図表 3-7 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

②し尿及び浄化槽汚泥排出抑制方策

生活雑排水を河川や水路に排出しない水環境を目指して、公共下水道の継続的な整備を進め早期水洗化に努めます。結果として、し尿くみ取りや浄化槽汚泥の処理量の減少を目指します。

③し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬計画

市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行どおり許可業者が実施するものとし、効率的で適正な収集・運搬体制を目指します。

④し尿及び浄化槽汚泥の中間処理・最終処分計画

市内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥は、周東環境衛生組合衛生センターにて効率的に処理します。処理後に生じる脱水汚泥については肥料化し、し^き渣[※]については焼却処理する現行の処理システムを継続して行います。

※し渣とは、収集されるし尿に混入している紙、髪の毛、繊維類、ビニール類、食料残渣等のゴミのこと。

6 その他

1) 市民に対する広報・啓発活動

公共用水域の水質汚濁防止を図り、側溝や水路等の身近な水環境のみならず、河川や海等を含めた地域全般の水環境に対する市民意識の向上や関心を高めるため、定期的に広報・啓発を行います。

- ・ 広報紙や市ホームページへの掲載
- ・ 公共下水道や農業集落排水整備地区において接続の促進
- ・ 単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進
- ・ 浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の周知徹底

2) 地域に関する諸計画との関係

本計画は、柳井市総合計画、柳井市都市計画マスタープラン、柳井市汚水処理施設整備構想等の諸計画と整合を図りながら推進していきます。